

主査・幹事・運営委員の選出方法に関する研究会内規

1. 任期

- 1.1 主査の任期は2年とする。
- 1.2 主査を除く幹事および運営委員の任期は4年とする。

2. 選出方法

2.1 主査の選出

2.1.1 候補者の選定

運営委員からの推薦により候補者を募る。ただし、現幹事や現運営委員の自薦も可とし、他薦の場合は研究会会員であることを要件とするが内諾は不要とする。

2.1.2 最終候補者の選定

候補者が複数の場合は、運営委員の投票によって最上位の者を最終候補者とする。
最終候補者からの内諾が得られなかった場合は、次点の候補者で内諾が得られた者を最終候補者とする。

候補者が1名の場合は、その者の内諾が得られれば最終候補者とする。

2.1.3 運営委員会での承認

最終候補者に対して、運営委員による電子投票で出席者の過半数の承認が得られれば決定とし、過半数の承認が得られなかった場合は、再度候補者を募る。

2.1.4 再任

主査の再任は妨げないが、期間をまたぐ1回のみとする。

2.2 幹事の選出

2.2.1 最終候補者の選定

幹事団の合議により候補者を選定し、その者から内諾が得られた時点で最終候補者とする。ただし、研究会会員であることを要件とする。

2.2.2 運営委員会での承認

最終候補者に対して、運営委員による電子投票で出席者の過半数の承認が得られれば決定とし、過半数の承認が得られなかった場合は、再度候補者を募る。

2.2.3 再任

期間をまたぐ再任は原則として不可とする。

2.3 運営委員の選出

2.3.1 候補者の選定

退任する運営委員が推薦する者と幹事団の推薦する者を候補者とする。
研究会会員であることを要件とはしない。

2.3.2 最終候補者の選定

内諾が得られたものから、幹事団が補充人数分の最終候補者を選定する*注。

2.3.3 運営委員会での承認

最終候補者に対して、運営委員による電子投票での過半数の承認が得られれば決定とし、過半数の承認が得られなかった場合は、次点の候補者から選定するか候補者を再度募る。

*注 退任委員からの推薦者と幹事団からの推薦者がほぼ同数となる様に、できるだけ配慮する。